



平成 19 年 4 月 2 日

各 位

会社名 株式会社メガネトップ  
代表者名 代表取締役社長 富澤昌三  
(コード番号 7541 東証第一部)  
問合せ先 取締役経営統括本部長 辻 邦彦  
(TEL. 054-275-5000)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 2 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 募集株式数 普通株式 1,000,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 19 年 4 月 10 日(火)から平成 19 年 4 月 12 日(木)までの間のいずれかの日(以下、「払込金額決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、三菱UFJ証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、東海東京証券株式会社、野村証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、コスモ証券株式会社、新光証券株式会社、岡三証券株式会社、静銀ティーエム証券株式会社及びインヴァスト証券株式会社(以下、「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、払込金額決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 19 年 4 月 13 日(金)から平成 19 年 4 月 17 日(火)まで。  
なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 19 年 4 月 11 日(水)から平成 19 年 4 月 13 日(金)までとする。
- (7) 払込期日 平成 19 年 4 月 18 日(水)から平成 19 年 4 月 20 日(金)までのいずれかの日。  
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成 19 年 4 月 18 日(水)とする。
- (8) 申込証拠金 一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 100 株
- (10) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本募集に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 100,000 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案した上で払込金額決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムビーシー株式会社が、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案し、当社株主より借受ける当社株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売 出 価 格 と 同 一 の 金 額 と す る 。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売 出 価 格、その他本売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」が中止となる場合、本売出しも中止される。

## 3. 第三者割当による新株式発行

(「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関連して行う第三者割当増資)

- (1) 募 集 株 式 数 普通株式 100,000 株
- (2) 払 込 金 額 払込金額決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 申 込 期 間 平成 19 年 5 月 15 日(火)
- (5) 払 込 期 日 平成 19 年 5 月 15 日(火)
- (6) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 大和証券エスエムビーシー株式会社 100,000 株
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を取止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本募集に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」が中止となる場合、本募集も中止する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出株式数及び第三者割当による新株式発行について

今回の1,000,000株の公募による新株式発行(以下、「一般募集」という。)にあたり、100,000株を上限とする当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、100,000株を上限として大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、当社は平成19年4月2日(月)開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を平成19年5月15日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成19年5月11日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	8,525,115株	(平成19年3月31日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	1,000,000株	
(3) 公募増資後発行済株式総数	9,525,115株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	100,000株	(注)2
(5) 第三者割当増資後発行済株式総数	9,625,115株	(注)2
(6) 株式分割による増加株式数	9,625,115株	(注)2
(7) 株式分割後の発行済株式総数	19,250,230株	(注)2

(注) 1. 上記発行済株式総数は新株予約権の行使により増加する可能性があります。

2. 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し、大和証券エスエムビーシー株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数値であります。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額2,490,500千円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限261,000千円と合わせて、全額を設備資金に充当する予定であります。

なお、設備資金については、有価証券報告書(第27期)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」及び半期報告書(第28期中)「第一部 企業情報 第3 設備

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の状況 2 「設備の新設、除却等の計画」は、平成19年2月28日現在、以下のとおりとなっております。

事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	予算金額(千円)	既支払額(千円)	今後の所要資金(千円)	着工年月	完成予定年月	増加能力(延床面積)
眼鏡市場菊川店	静岡県菊川市	ビジョンケア事業	60,944	1,495	59,449	平成19年2月	平成19年4月	148.50㎡
眼鏡市場大村店	長崎県大村市		44,634	—	44,634	平成19年2月	平成19年4月	211.62㎡
眼鏡市場西部パインズ店	佐賀県佐賀市		26,095	—	26,095	平成19年2月	平成19年4月	132.00㎡
眼鏡市場東那珂店	福岡県福岡市		58,220	11,500	46,720	平成19年2月	平成19年4月	274.01㎡
その他営業店舗新設 26 店舗			1,361,940	86,317	1,275,622	平成19年度中	平成19年度中	—
既存営業店舗改装 116 店舗		2,401,200	—	2,401,200	平成19年度中	平成19年度中	(業態転換にかかわる改装等)	
計			3,953,033	99,312	3,853,720		—	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 今後の所要資金 3,853,720 千円は、今回の増資資金及び借入金でまかなう予定であります。

3. 予算金額、既支払額、今後の所要資金には、差入敷金保証金、建設協力金を含んでおります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金はすべて新規出店、業態変更の設備資金に充当することを考えております。期初に集中出店することにより売上高の増加を見込んでおります。また、「眼鏡市場」の多店舗展開を早期に実施することにより、競争力のある事業展開を目指します。

今回の公募増資により資本金が増加し自己資本比率の向上が見込まれ、有利子負債比率の低減につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

企業活動によって得た付加価値をその環境条件も考慮した上で利害関係者間でどのように分配することが企業の永続的な発展に結びつくかという視点で捉えております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

株主に対する利益還元については、経営の最重要課題の一つとして位置付けており、利益配当については安定性を重視しつつ、より高い水準に引き上げることを目指しております。

(3) 内部留保資金の使途

業容拡大に向け積極的な多店舗展開を推進していることから、変化する経営環境への対応力を高め、将来の事業展開に備えるべく内部留保にも大きく意を用いております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

(単体)	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益又は当期純損失(▲)	24.48円	1.83円	▲131.39円
1株当たり年間配当金(うち1株当たり中間配当金)	7.00円(—)	12.00円(6.00円)	12.00円(6.00円)
実績配当性向	28.6%	655.7%	—
株主資本利益率	3.5%	0.2%	▲18.2%
株主資本配当率	0.9%	1.5%	1.8%

(注) 1. 1株当たり当期純利益(純損失)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 実績配当性向は、当該決算期の1株当たり期末配当金を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成18年3月期については、当期純損失を計上しているため、算出しておりません。

3. 株主資本利益率は、当該決算期末の当期純利益(純損失)を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主資本配当率は、当該決算期の期末配当金総額を株主資本(期末資本の部合計)で除した数値であります。
5. 平成16年3月期より決算期を8月31日から3月31日に変更しました。従って、平成16年3月期は平成15年9月1日から平成16年3月31日までの7ヶ月間となっております。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式のストックオプション(平成14年11月28日株主総会決議分及び平成15年11月27日株主総会決議分)を発行しております。当該新株予約権の内容は次の通りであります。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数(上記ご参考2注1及び2を参照のこと。)に対する下記の新株式発行予定残数の比率は上限0.9%となる見込みです。

(平成19年3月31日現在)

株主総会決議日	新株式発行 予定残数	行使価額	資本組入額	行使期間
平成14年11月28日	40,500株	970円	485円	自平成16年11月29日 至平成20年11月28日
平成15年11月27日	55,000株	1,105円	553円	自平成17年11月28日 至平成21年11月27日

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	1,038円	1,081円	1,000円	795円
高 値	1,240円	1,169円	1,002円	3,200円
安 値	970円	961円	780円	731円
終 値	1,081円	998円	795円	2,575円
株価収益率	22.1倍	40.7倍	—	—

- (注) 1. 平成16年3月期より決算期を8月31日から3月31日に変更しました。従って、平成16年3月期は平成15年9月1日から平成16年3月31日までの7ヶ月間となっております。また、平成19年3月期の株価については、平成19年3月30日現在で表示しております。
2. 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。
3. 平成18年3月期及び平成19年3月期の株価収益率は、1期前に当期純損失を計上しているため記載しておりません。

### (4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。